



忍川・さきたま調節池・酒巻導水路
が変わる…

川のまるごと
再生プロジェクト始動!



特集

女性消防団 私たちが輝ける場所・・・ P.2

女性消防団員を 任用したワケ

本業を持ちながら、地域の安全と安心を守るために活躍している行田市消防団。6方面隊(団本部・機動・中央・西部・南部・北部・東部)21分団で構成され、団長以下262人(平成25年10月1日現在、女性消防団員も含む)の団員が所属しています。

消防・防災に関する知識や技術を習得している団員は、火災発生時における消火活動はもとより、台風や豪雨などの風水害、さらには大規模地震が発生した場合、救助・救出活動なども行います。また、日ごろから訓練や機械器具・水利などの点検を行うなど、災害に備えて地道な活動も行っています。消防団は、地域防災の中核的存在として、大いに活躍することが期待されているのです。

しかし、近年では、就業構造の変化や若年層の都市部への流出、地域の連帯意識の希薄化などにより消防団を取り巻く環境は大きく変化し、男性消防団員の減少が続いています。このような状況は本市だけでなく、全国の消防団が抱えている課題となっています。その一方で、消防団に入団する女性が年々増え

団 私たちが輝ける場所

の安心・安全の中核的な担い手である消防団員は、市民の命と財産を災害から守るという強い使命に燃え、勇敢かつ献を持った行田市消防団に、今年の4月から10人の女性団員が仲間入りし、消防団員として新たな一歩を踏み出しました。知識や技術を身に付けようと努力するひたむきな姿や消防団活動にかける思いを紹介します。



ており、大いに活躍しているのも事実です。

本市でも、今年の4月に初めて女性消防団員10人を任用しました。これは単に男性消防団員の減少を補うためではなく、さらなる消防団組織の活性化や地域の多種多様なニーズに 대응していくことを目的としています。

女性ならではの視点を取り入れた活動を行うことで、男性団員だけでは難しかった活動もでき、地域防災力の向上に大きく貢献するのです。



団員の年代や職業はさまざま。「和気あいあいとした雰囲気の中で、研修に参加しています」と皆さんは笑顔を見せます。

女性消防

「自分たちのまちは自分たちで守る」地域的に日々活動しています。この熱い気持ちここでは、そんな彼女たちが、活動に必要な

女性消防団員の

活動とは？

市内全域を統括する「団本部指揮班」に所属している女性消防団員。教養研修や応急手当普及員講習など、これまでさまざまな研修を受けてきました。

そして来年度、研修で身に付けた知識や技術を生かし、本格的な活動が始まります。消防団の活動というと男性が消火活動をしているイメージが強いのではないのでしょうか。実は、消防団活動には女性に適しているものがたくさんあるのです。その主な活動内容は次の4つです。

① 防火活動（高齢者世帯などへの防火訪問、自治会および子供

会などへの防火活動、幼児・児童への防火教育）

② 広報活動（火災予防運動および歳末特別警戒におけるPR活動、各種祭り・イベントおよび訓練におけるPR活動）

③ 自治会、子供会などの各種団体への応急手当での普及推進活動

④ 大規模災害時における災害活動部隊などへの情報収集・連絡、救急・救護、食料などの供給といった後方支援活動

どの活動も、「気配り」「優しさ」など女性ならではのチカラを発揮することが期待されるものばかりです。市民の消防防災活動に対する関心をさらに高めるためには、彼女たちのこれからの活躍が力ギを握るのです。



今年4月に初めて任用された10人の女性消防団員の皆さん。この日初めて制服を着用し、緊張した表情で写真撮影に臨みました（8月21日撮影）。

東日本大震災で実際に被災した経験から、入団を決意しました。

平成23年8月に行田市に転入してきたのですが、それまでは福島県いわき市で生活していました。東日本大震災の被害に遭い、自宅は半壊状態でした。自宅で何とか生活することができましたが、地震の恐怖で避難所生活を送っていた人もいました。市の職員の方が避難所で生活している人のために、一生懸命働いていたのを目の当たりにし、私も避難所で炊き出しの手伝いをしました。あのときの経験がずっと心に残っていて「誰かのために役に立ちたい」という思いから入団を決意しました。

一緒に入団した女性消防団員の皆さんは、志が高く、気配りができる方たちばかりです。とてもいい雰囲気の中で、これまで数多くの研修を受講してきました。11月には、各地域で防災訓練が行われますが、研修の一環として私たちも参加させていただきます。そのとき、これまでの研修で身に付けた知識を、市民の皆さんと交流を図りながらお伝えする予定です。緊張すると思いますが、今から楽しみです。本格的な活動は来年度からですが、それまでに身に付けなければいけない知識や技術が、まだまだたくさんあります。向上心を持ってこれからも訓練に臨み、万一災害が発生したときには、自ら考えて動くことができます。団員を目指していきたいです。



あやの
佐藤 礼 さん(持田)

結婚を機に平成23年8月に行田市に転入。これまで開催された研修に積極的に参加し、自らレベルアップを図っています。

6月 消防団危険予知訓練(S-KYT)研修

消防団員が災害現場や訓練活動中に潜む危険を見抜く力を養い、安全な活動を行うために実行できる対策を身に付けました。



女性消防団員成長のキセキ

入団して6カ月以上が経過し、さまざまな研修に取り組んできた女性消防団員。知識と技術を身に付けてきた団員がキラリと輝いている姿を紹介します。

4月 女性消防団員基礎教育研修

消防団の概要を学び、初期消火訓練を行いました。団員としての第一歩を踏み出しました。

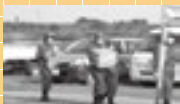


7月、8月

後方支援活動研修

猛暑の中、利根川や荒川で開催された

各水防訓練に出場する団員の士気高揚を促すため、飲料水などを供給しました。



5月

第62回利根川水系連合水防演習の視察



水防活動に万全を期すため、千葉県香取市佐原口地先で行われた水防演習を初めて視察しました。



山岸 敏秀 消防団長

昭和48年西部警備隊に入団。
平成23年4月1日付けで行田市消防団長に
就任。

しっかりとしたポリシーを持って、 入団してくれたことがうれしい。

10人の女性消防団員の方が、4月に入団して半年以上が経過しました。さまざまな研修を重ねて、ようやく消防団の雰囲気慣れてきたようです。

女性消防団員の皆さんは「東日本大震災の被災地での消防団活動を見て」「ボランティア活動をやりたい」「地域で火災が発生したときの消防団の消火活動に感銘を受けた」など、入団した動機を語ってくれました。共通して言えることは、しっかりとしたポリシーを持って入団してくれたということです。それが何よりうれしかったですね。

高年齢者世帯を訪問し、住宅用火災警報器の設置を呼び掛けるといった火災予防広報活動や、地域住民への防火・防災指導、さらに応急手当での普及指導などでは、特に女性消防団員の活躍が期待されます。研修で身に付けた知識や技術を活用し、女性ならではの感性や優しさで、きめ細やかな活動を行ってほしいと思います。そして、女性消防団員の皆さんが生き生きと活動している姿を見て、「私も消防団に入団したい」と入団を希望する女性が増えてくれたらうれしいです。

消防団は、誰もが輝ける場所です。「何か人のために役に立ちたい」と思っている方はぜひ入団してほしいですね。

あなたのチカラを消防団に!!

女性消防団員 まだまだ募集中です

「このまちが好き」「このまちを守りたい」という思いがあれば誰でも入団できます。「地域の力に支えられた安心・安全なまちづくり」にあなたの力を発揮してみませんか。



- ▶ **応募資格** 次の全てに該当する方
 - ・市内在住・在勤の方で平成25年4月1日現在、18歳以上50歳程度の方
 - ・心身共に健康な方
 - ・原則として5年以上活動できる方
 - ・普通自動車運転免許を取得している方
- ▶ **選考方法** 面接による選考を行います。
- ▶ **団員の身分** 消防団員として任命された場合は、特別職の地方公務員(非常勤消防団員)として活動していただきます。
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 消防本部総務課警防担当 ☎550-2120

▶この記事に関する問い合わせ 消防本部総務課警防担当 ☎550-2120

8月

救護活動研修

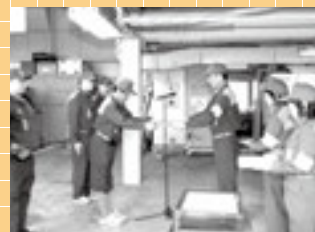


応急手当の手法を教えることができる「応急手当普及員」を養成する講習に参加。今後の普及活動の担い手として活躍が期待されます。

9月

第41回 行田市消防団 消防操法大会

アナウンス、表彰の介添えなどを行い、円滑な大会運営に協力しました。



10月

緊急車両 運転技能講習



消防車両を初めて運転した団員は、緊張した様子。緊急車両を走行させる際の注意事項を確認しました。

敬老祝賀式典を 開催しました

9月7日、「みらい」文化ホールで平成25年度行田市敬老祝賀式典が行われました。敬老模範家庭9世帯、三夫婦世帯1世帯および金婚夫婦161組の皆さまに、工藤市長から表彰状と記念品が贈呈されました。

ここでは、表彰を受けた皆さんを紹介します(地区・自治会順・敬称略)。



敬老模範家庭

- 吉川 ゆり子 (持田地区・菊野台)
- 加藤 のり子 (長野地区・三桜南部)
- 須藤 文男 (長野地区・桜ヶ丘)
- 石井 道子 (長野地区・満願)
- 門倉 浩一 (長野地区・満願)
- 坂本 礼子 (荒木地区・荒木第八区)
- 上村 守 (太井地区・深水町)
- 今村 華江(南河原地区・南河原一区)
- 小袖 節子(南河原地区・南河原三区南)

三夫婦世帯

- 清水 流治 (太田地区・小針)

金婚夫婦

■忍地区

- 畑中 邦夫・千代子 (北谷区南町)
- 新井 榮治・タツ子 (本丸)
- 村岡 三男・貞子 (城西)
- 赤羽 廣悦・禮子 (矢場区)
- 清水 文夫・成子 (矢場区)
- 町田 安男・周代 (矢場区)
- 木村 剛規・美津子 (田町区)
- 八木 剛 近藏・幸子 (田町区)
- 小林 賢次郎・久榮 (成田区)
- 金子 芳一・稔代 (城南)
- 野口 英昭・榮子 (第二天満)
- 町田 正雄・たけ子 (六ツ門)

- 杉山 健治・和江 (矢場一丁目)

■行田地区

- 岡田 徳藏・千鶴子 (新町区)
- 細谷 昭夫・成子 (新町区)
- 中山 捷・一子 (宮本)
- 富澤 一郎・和子 (中央)

■佐間地区

- 江森 康雄・初子 (第二旭)
- 荒井 博・静子 (向友会)
- 石崎 正一・敏子 (向友会)
- 栗原 元幸・みゆき (向友会)
- 小林 弘・祥榮 (向友会)
- 町田 久次郎・和子 (緑町)
- 町田 公士・榮子 (一佐間)
- 鈴木 國司・芳江 (佐間神明)
- 茨田 寛・豊子 (佐間神明)
- 福田 雅一・信江 (佐間神明)
- 山崎 一男・シズ江 (佐間神明)
- 飯田 稔・道子 (佐間三間)
- 大谷 孔・美代子 (佐間三間)
- 北爪 良男・キクエ (佐間三間)
- 長谷川 恵造・トシ子 (佐間三間)
- 山崎 武・道子 (佐間三間)

■持田地区

- 新井 英次・操 (二持田第一)
- 長田 敏・義子 (二持田第二)
- 長島 重幸・千登勢 (三持田東部)
- 中村 敏夫・京子 (三持田東部)

- 市川 操・敏子 (三持田西部)
- 湯井 正義・夕子 (三持田西部)
- 田村 喜一郎・マス (西駒形)
- 篠崎 康夫・恵美子 (前谷)
- 園部 貞雄・千恵子 (持田長町)
- 菅原 外喜男・ヨシ子 (持田砂原)
- 野本 幸雄・津賀子 (持田砂原)
- 安達 時夫・昭代 (三井砂原)
- 吉田 政雄・初枝 (三井砂原)
- 長谷川 茂・イネ (棚田三丁目)

■星河地区

- 松本 松夫・恒子 (第一斉条)
- 安藤 敏美・光江 (斉条団地)
- 田村 明・孔子 (第二和田区)
- 中野 克己・初江 (第二和田区)
- 井上 謙司・富子 (第二谷郷新田)
- 鈴木 健之・啓子 (第二谷郷新田)
- 大谷 富重・えそ子 (飯倉)
- 鈴木 桂・豊子 (飯倉)
- 町田 嘉治・サト (飯倉)
- 池内 重雄・米子 (栄町)
- 酒井 昭良・登志子 (栄町)
- 柳瀬 昌行・房子 (栄町)
- 江森 義和・信 (第二谷郷東第一)
- 小林 榮一・貴美代 (第二谷郷東第一)
- 坂本 康雄・つめの (第二谷郷東第一)
- 増田 利男・房子 (第二谷郷東第一)
- 根岸 靖治・裕子 (第三谷郷)
- 高橋 健・和江 (東台)

■長野地区

- 青木 至大・良子 (二桜)
- 青柳 宰・政子 (二桜)
- 浅見 征雄・賀代子 (二桜)
- 飯田 日出朗・八千代 (二桜)
- 大澤 永治・穎子 (二桜)
- 小澤 久男・歳代 (二桜)
- 栗原 繁・恵子 (二桜)
- 小菅 宗一郎・房江 (三桜南部)
- 井桁 照夫・光子 (富士見東部)
- 田代 保夫・貞子 (富士見東部)
- 坂本 弘・房子 (富士見西部)
- 木村 行男・マサ子 (三桜北部)
- 栗原 伴慈・イセ子 (三桜北部)
- 堤 節二・愛子 (三桜北部)
- 福田 喜代司・光代 (三桜北部)
- 梶原 重美・典子 (桜ヶ丘)
- 吉永 清・絹代 (桜ヶ丘)
- 面澤 康之・富子 (田幡会)
- 五十幡 久男・康子 (林区)
- 米川 義雄・晴子 (林区)
- 沓名 宏治・梅子 (橋場)
- 関田 悦男・絹代 (橋場)
- 小林 博・富枝 (中斉)
- 篠原 正・美智子 (中斉)
- 清和 雄・絹子 (中斉)
- 南條 徳男・きみ (満願)
- 須永 正雄・好子 (大下区)
- 細村 隆一・和代 (大下区)
- 岡安 明・わか (新田区)

■荒木地区

- 柴崎 幹義・和子 (荒木第一区)
- 小林 邦光・サダエ (荒木第二区)
- 木元 庸夫・文子 (荒木第六区)
- 三島 信夫・昌子 (荒木第七区)
- 富田 眞・節代 (荒木第九区)

■北河原地区

- 將田 弘一・ミチエ (上)
- 松田 岳雄・リツ子 (久保)
- 栗原 照夫・時枝 (酒巻上)

■埼玉地区

- 長谷川 定男・洋子 (杉原)
- 町田 典三・公代 (百塚)
- 小磯 忠・愛子 (富士山東)
- 松崎 茂義・久代 (富士山東)
- 木村 豊・ツギ (上埼玉)
- 野口 忠・はつ江 (上埼玉)
- 小林 善映・宣江 (片原第一)
- 小島 武次・美津子 (野宿)
- 高橋 勇・宏枝 (野原)
- 大澤 邦夫・もと子 (渡柳上)

■星宮地区

- 新井 春夫・雪江 (上池守)
- 根岸 明・ふさ子 (上池守)
- 菊地 照美・愛子 (中里)
- 長島 清・イク子 (小敷田)

■太井地区

- 岩崎 治雄・喜美 (第三門井)
- 新井 惇修・純枝 (棚田町)
- 野口 弘・貞江 (棚田町)
- 大澤 輝雄・恭子 (吉里山)
- 松葉 清・幸子 (清水町)
- 井上 和巳・桂子 (押上町)
- 佐藤 信・重子 (押上町)
- 田中 正・政子 (押上町)
- 八木原 罔治・吉子 (押上町)

■太田地区

- 高橋 三夫・八重子 (藤原町西部)
- 名雪 芳夫・マキ子 (藤原町西部)
- 小野 良男・克己 (藤原町南部)
- 川島 功・あさ子 (藤原町中央)
- 小倉 實・邦枝 (若小玉中央)
- 大塚 裕・和子 (若小玉六本木)
- 草薙 隆・良子 (若小玉六本木)
- 岩上 榮・ゲン (下須戸)
- 小堀 正衛・トメ (下須戸)
- 長谷川 勝美・正子 (下須戸)
- 松本 六郎・三千代 (下須戸)
- 渡辺 義夫・かつ (下須戸)
- 小菅 和夫・幸子 (小針)
- 坂本 清一・シツ子 (小針)
- 新井 政明・和子 (藤間)
- 小嶋 悦雄・敏子 (藤間)
- 相上 新一・久子 (関根)
- 島田 幾之助・ツギ (真名板)

- 島田 榮次・泰子 (真名板)
- 角谷 重男・勝子 (真名板東)

■南河原地区

- 大関 守宏・トク (南河原二区)
- 橋本 佐東行・美恵子 (南河原二区)
- 平井 保雄・征子 (南河原二区)
- 間宮 隆・なか (南河原二区)
- 山本 行一・とり子 (南河原二区)
- 中戸 保行・文子 (南河原三区南)
- 中戸 政幸・さち子 (南河原三区南)
- 坂根 美一・きみ子 (南河原三区北)
- 栗原 武雄・邦子 (馬見塚)
- 田中 英夫・一枝 (中江袋)

※「市報ぎょうだ」への掲載を希望しない方を除く。

Gyoda data

市内にお住まいの高齢者の状況についてお知らせします(平成25年10月1日現在)

最高年齢	【男性】105歳 【女性】106歳
100歳以上	35人(男性7人・女性28人)
75歳以上	9,624人 (男性3,728人・女性5,896人)
65歳以上	21,465人 (男性9,493人・女性11,972人)
高齢化率	25.1%

▼問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当 (内線223)

ご参加ください

乗り合いタクシー実証実験に伴い座談会(後期)を開催します

市では、11月30日(土)まで乗り合いタクシーの実証実験を行っています。実際に利用した感想や問題点など、乗り合いタクシー運行を含めた次期公共交通体系の意向についての意見交換を行う座談会を開催します。ぜひ、近くの会場へお越しください。

▶日時および場所

日 時	場 所
11月13日(水)午後 1 時30分～ 3 時	埼 玉 公 民 館
11月14日(木)午前 9 時30分～11 時	太 田 公 民 館
11月14日(木)午後 1 時30分～ 3 時	星 河 公 民 館
11月16日(土)午前 9 時30分～11 時	須 加 公 民 館
11月16日(土)午後 1 時30分～ 3 時	北 河 原 公 民 館
11月16日(土)午後 3 時30分～ 5 時	南 河 原 公 民 館
11月19日(火)午後 1 時30分～ 3 時	忍・行田公民館

▶内容

- ・乗り合いタクシーに関する意見交換会
- ・乗り合いタクシーに関するヒアリング調査

乗り合いタクシー実証実験についての状況報告会(速報)

乗り合いタクシーの実証実験を行った結果、どのような状況であるかを報告する「乗り合いタクシー実証実験についての状況報告会(速報)」を行います。ぜひご参加ください。

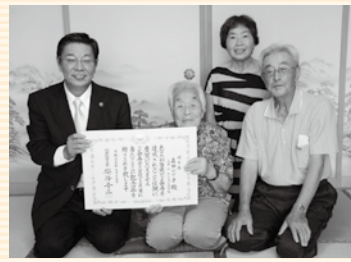
▶日時および場所

日 時	場 所
12月 7 日(土)午後 1 時30分～ 3 時	忍・行田公民館

▶問い合わせ

地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)
またはものづくり大学田尻研究室 ☎564—3825

市長がご長寿の方々を表敬訪問しました



森田シヅ子さん



木村千代子さん(左)、高橋よ未さん(中央)、水谷清致さん(右)



横田せしさん

平成25年度に100歳を迎えられる22人の皆さんの中から、5人の方を市長が表敬訪問し、国から預かった内閣総理大臣の祝い状および銀杯と共に、市からの記念品をお届けし、長寿を祝福しました。皆さんお元気で、長生きの秘訣や思い話など、数多くの話を伺うことができました。

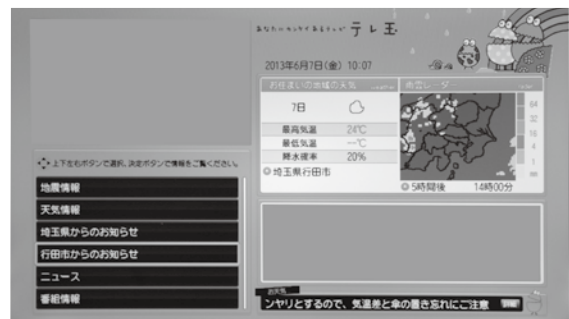
▶問い合わせ 高齢者福祉課
高齢福祉担当(内線225)

ご利用ください

テレビ埼玉のデータ放送をご覧ください

市では、情報発信のさらなる拡充を図るため、テレビ埼玉のデータ放送を利用した情報発信サービスを始めています。平常時は、市のイベントや事業を中心に発信していますが、災害発生時には、被害状況や避難情報なども発信します。

データ放送は、簡単なテレビ操作で本市の情報をリアルタイムに取得することができますので、ぜひご覧ください。



データ放送を ご覧いただくには

- ①テレビのチャンネルをテレビ埼玉(地デジ3チャンネル)に合わせます。
 - ②リモコンの「dボタン」を押し、データ放送画面を表示します。
 - ③画面左下の一覧の中から「行田市からのお知らせ」を選択します。
 - ④ご覧になりたい項目を選択するとお知らせの内容が表示されます。
- ※データ放送に対応していない機種など、環境によって利用できない場合があります。

※この事業は、埼玉県ふるさと創造資金の補助を受けています。

▶問い合わせ 発信内容については広報広聴課広報広聴担当(内線318)
データ放送の視聴については株式会社テレビ埼玉 ☎048—824—3131

ご参加ください

市政懇談会

市民の皆さんの声を聴き、市政について意見交換を行う「市政懇談会」に参加してみませんか。

次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所

【持田】 11月19日(火)
午後7時～8時30分・持田公民館

【長野】 11月26日(火)
午後7時～8時30分・長野公民館

【星河】 12月16日(月)
午後7時～8時30分・星河公民館

▶対象 該当地区に住んでいる方

▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

教育委員会委員長に岸田昌久氏

9月定例会市議会で、岸田昌久氏(行田)が教育委員会委員に任命されました。また、岸田氏は、9月定例会教育委員会で教育委員会委員長に再選されました。



▶問い合わせ 教育総務課庶務担当☎556-8311

市民課からのお知らせ

機器の入れ替え作業を行うため、12月2日(月)から6日(金)までの間は住民基本台帳カードの発行、住民票の広域交付、電子証明書の発行業務を行うことができません。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▶問い合わせ 市民課市民担当(内線242)

「市長への手紙」④1

このコーナーは、手紙や電子メールなどにより、市長へご意見・ご提言などをいただいたものの中から、その一部を紹介するものです。なお、原則として、回答を希望するものを紹介しています。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線 318)



◆意見◆

総合公園に食事をする施設を設置してほしい。

◆回答◆

総合公園は都市公園に指定されていますので、園内に商業施設を設置することは難しい状況です。しかし、平成25年3月に策定した「行田市産業振興ビジョン」において、総合公園周辺を「農商工連携による産業交流拠点を整備する地域」として位置付けました。これは、農業・商業・工業・観光の枠にとらわれず、各分野が連携・交流を図るもので、「道の駅」を基本とする多機能な交流施設を想定しています。

事業実施に当たっては、土地利用の問題などさまざまな課題がございますが、長期的な展望に立ち、一つ一つ解決しながら取り組んでいきます。

◆意見◆

災害発生時、消防自動車が入れない場所での対応などについて、どのような取り組みを行い、市民に周知しているのか。

◆回答◆

市では、まちづくり出前講座などにおいて、防災に関する講話や防災訓練を実施している他、D I G訓練という図上訓練を実施しています。D I G訓練は、災害発生時に危険が予測される地帯または事態などをシート(地図)に書き込むものです。

また、自主防災組織を対象にした防災訓練やジュニア防災訓練などを定期的に行い、消防自動車が入れない地域も含めて、地域において初期消火活動が行えるように努めています。

今後とも、防災に関する各種講座の開催や防災訓練を実施する他、「市報ぎょうだ」などを通して防災情報を周知していきます。

◆意見◆

「行田市子育て世帯定住促進奨励金」について、市内在住者と転入者に差が出ないようにしてほしい。

◆回答◆

市では、これまでも教育環境や子育て支援の充実に取り組み、ここ数年、転出者の流出に一定の歯止めをかけてきました。しかし、本市への転入者数は依然として減少傾向にあり、人口減少の大きな要因となっています。

このことから、本市への定住を促進するため、減少傾向にある転入者数に主眼を置いた「行田市子育て世帯定住促進奨励金」を創設し、対策を講じたものです。

なお、市内にお住まいの方には、「住」「育」「働」の各分野において、定住促進を図るための各種サービスを提供し、引き続き本市に住んでいただけるよう努めていきます。

2013 ぎょうだ“夢”まつり

- ▶日時 11月23日(土)午前10時～午後3時※雨天決行
- ▶場所 古代蓮の里
- ▶内容 市内外のB級ご当地グルメ大会、農産物の即売などを行う農業祭、環境の今が分かる環境フェスタ、忍城おもてなし甲冑隊や県立進修館高等学校ダンス部によるステージイベントなど
- ▶その他 午後3時ごろから古代蓮の里イルミネーションの点灯式が行われます。

ゼリーフライ大食い大会参加者募集

「2013ぎょうだ“夢”まつり」で本市初のゼリーフライ大食い大会を開催します。

- ▶開催時間 午後0時10分～1時
- ▶場所 ぎょうだ“夢”まつり会場内メインステージ(古代蓮の里内)
- ▶競技内容 約40グラムのゼリーフライを10分間でどれだけ食べられるかを競います。
- ▶対象 高校生以上の方
- ▶募集人数 20人(先着順)
- ▶参加費 1人500円(当日徴収)
- ▶賞品 上位3人に賞品を贈呈
- ▶申し込み 11月1日(金)～15日(金)に電話またはEメールで2013ぎょうだ“夢”まつり実行委員会事務局(商工観光課内・内線374)【Eメール】syoko@city.gyoda.lg.jp



- ▶主催 2013ぎょうだ“夢”まつり実行委員会
- ▶問い合わせ 同実行委員会事務局(商工観光課内・内線374)



(一社)埼玉県自転車競技連盟主催 自転車競技大会

市内において次の自転車競技大会が開催されます。交通規制などがありますので、ご注意ください。

2013古代蓮の里サイクリロードレース

- ▶日時 12月1日(日)午前9時～午後3時50分(小雨決行)※降雪中止
- ▶場所 古代蓮の里長野地区周回コース(1周3キロメートル)
- ▶後援 行田市、行田市教育委員会、行田市体育協会、行田商工会議所、埼玉県教育委員会、埼玉県体育協会など
- ▶協力 (公財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団、長野地区自治会他

2013「行田浮城のまち」埼玉県クリテリウム競技大会

- ▶日時 【第1戦】12月15日(日)
【第2戦】平成26年1月12日(日)
【第3戦】平成26年1月26日(日)
【第4戦】平成26年2月23日(日)
いずれも午前8時～午後3時
- ▶場所 星宮地区

古代蓮の里サイクリロードレース、クリテリウム競技大会いずれも

- ▶問い合わせ (一社)埼玉県自転車競技連盟 ☎048-871-9433

古代蓮の里 イルミネーション2013を開催

古代蓮の里では、平成15年度からクリスマスイベント「10万石の夜景」として、古代蓮会館内にイルミネーションを装飾し、



翌年度には古代蓮の里の玄関口である南側駐車場ロータリーのケヤキ(通称「シンボルツリー」)にもイルミネーションを装飾しました。今年度も各企業・団体の皆さんの協力により実施しますので、ぜひご来園ください。

- ▶期間 11月23日(土)～平成26年1月13日(月)
※古代蓮会館内で行われるプレミアムイベント「10万石の夜景」は12月1日(日)・7日(土)・8日(日)・14日(土)～25日(水)です。
- ▶点灯時間 【12月31日まで】午後4時30分～9時30分【1月13日まで】午後5時～9時30分
- ▶主催 古代蓮の里イルミネーション推進協議会
- ▶その他 11月23日午後3時ごろから「2013ぎょうだ“夢”まつり」内で点灯式を行います。
- ▶問い合わせ 同協議会事務局(都市計画課内) ☎550-1550

全国公平委員会連合会から表彰されました

人事公平制度の確立に貢献し、その功績が顕著な者として杉山定男氏（長野）が全国公平委員会連合会から表彰されました。



杉山 定男 氏

▼問い合わせ 監査委員事務局（内線324）

蓮まつり俳句・写真コンテスト

古代蓮の里を題材にした「俳句」と「写真コンテスト」の入賞作品が決定しました。作品（俳句部門は最優秀賞1句・特選10句、写真部門は特選1点・入選10点・佳作15点）を古代蓮会館で展示しています。なお、俳句の優秀作品集を商工観光課および同館で配布しています。

▼展示期間 11月17日(日)まで

▼展示時間 午前9時～午後4時30分

（入館は午後4時まで）

▼休館日 月曜日（祝日は開館）、祝日

の翌日（土・日曜日の場合は開館）

▼場所 古代蓮会館

▼入館料 大人400円、小人200円

▼入賞者（順不同・敬称略）

【俳句】

最優秀賞 土信田芳江（さいたま市）

特選 伊藤たか子（越生町）

同 新井森久（熊谷市）

同 池田清（越生町）

同 吉田栄子（鴻巣市）

同 小宮武（行田市）

同 佐藤隆夫（日高市）

同 塚田芳雄（久喜市）

同 齊藤閑風（行田市）

同 小川有美（川越市）

同 小林康男（行田市）

【写真】

特選 日永和子（桐生市）

入選 鈴木由紀子（川口市）

同 坂本幸孝（桐生市）

同 大野康博（足立区）

同 長島敬二（行田市）

同 田中三郎（小川町）

同 渡辺邦典（鴻巣市）

同 吉田利夫（白岡市）

同 番場享（久喜市）

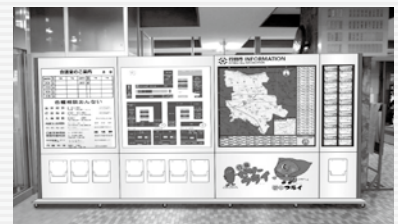
同 早野由香（さいたま市）

同 菅野文雄（海老名市）

▼問い合わせ 商工観光課観光担当（内線382）

市内案内板設置に伴う広告を募集します

市では、来庁者へのサービス向上の一環として、市役所1階ロビーに市内案内板を設置する予定です。



市内案内看板（イメージ）

案内板には、市全域図、市役所周辺図、庁舎案内図などの他、民間事業者などの広告を掲載します。広告の募集は設置事業者が行いますので、広告掲載を希望する方は、設置事業者にお問い合わせください。なお、広告掲載については、行田市広告掲載要綱に基づき、事前審査を踏まえた上で掲載することになります。

▶ 広告掲載受付窓口（設置事業者）

表示灯株式会社東京支社シティナビタ開発部（東京都港区南青山5-12-22 ナビタ東灯ビル）

▶ 電話番号 03-3797-4811

▶ 広告サイズ

・インデックス4cm×11cm

・写真面16cm×16cm

▶ お問い合わせ 財政課管財担当（内線325・327）

2013利根大堰サケ遡上・採卵観察会

利根川で生まれたサケが産卵のためにさかのぼる姿や、遡上したサケから卵を採る様子を観察できます。

▶ 日時 11月9日(土)午後1時～3時※小雨決行

▶ 場所 「大堰自然の観察室」付近

▶ 内容
 ・サケの生態と利根大堰についての説明
 ・遡上および採卵作業の観察
 ・クイズ大会
 ・利根導水路事業概要パネル展示
 ・行田産の農産物やゼリーフライの販売

▶ お問い合わせ (独)水資源機構利根導水総合事業所総務課広報担当 ☎557-1501

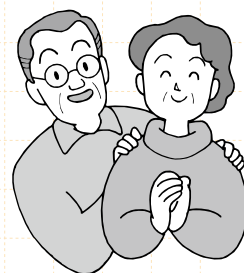
「平成25年度行田検定問題集」の解答が配布されます

11月1日(金)から、市民大学教育班が作成した「平成25年度行田検定問題集」の解答が各公民館で配布されます。

自分の解答を確認して、行田の知識をより一層深めてみてはいかがでしょうか。

▶ お問い合わせ 商工観光課観光担当（内線389）

市の高齢者福祉サービスを紹介します



市では、高齢者の皆さんの健康保持や生活の安定などに役立てるためのサービスを実施しています。また、長年にわたり社会の発展に寄与されたことに敬意を表するとともに、生きがいを持ちながら日々を過ごせるよう、さまざまな事業を展開しています。今回はその中から、代表的なものをご紹介します。※世帯の課税状況などにより、給付の水準などが異なる場合があります。

1 乳酸飲料などの配達サービス

乳酸飲料などの配達により、日常的に安否の確認を行う見守りのためのサービスです。

- ▶対象 ①65歳～74歳の身体的・生活環境的な理由により、見守りが必要な一人暮らしの方
②75歳以上の一人暮らしの方
※いずれも、現在、見守りが行われている、または見守りを目的とした他のサービスを受給している場合を除きます。

- ▶利用者負担 無料
▶配達 週3回・3本(隔日)

2 配食サービス

栄養バランスの取れた食事の配達により、健康の保持・増進に寄与するとともに、安否の確認を行う見守りを兼ねたサービスです。糖尿病の方への対応も可能です。

- ▶対象 65歳以上の方のみで構成されている世帯の方で、自ら食事の用意をすることが困難で他者からも食事の提供を受けられない状況にある方

- ▶利用者負担 1食当たり400円
▶配達 1人当たり週4食(土・日曜日を含む)まで※希望の曜日と昼・夕食のいずれかを選択可

3 紙おむつの給付(宅配)サービス

紙おむつの配達により、本人および家族の精神的・経済的負担を軽減するサービスです。

- ▶対象 65歳以上の寝たきりまたは認知症の方(一定の基準あり)で、現在、在宅で介護を受けている方

- ▶利用者負担 無料
▶配達 委託業者が自宅へ配送

4 日常生活用具の給付サービス

ボタン一つで消防指令センターにつながる「緊急通報装置」などを給付することで、生活の利便性の向上や安心感を得ることのできるサービスです。

- ▶対象 おおむね65歳以上の一人暮らしの方など※給付用具の種別により異なります。

- ▶利用者負担 用具購入額の1割など

5 介護慰労手当の支給

要介護認定を受けた方などを介護する家族の労をねぎらうため、手当を支給しています。

- ▶対象 要介護4以上または65歳以上で重度の認知症が6カ月以上継続している方を、現在、在宅で介護している家族の方

- ▶支給額 月5,000円(支給月は4月・8月・12月)

成年後見制度に関する相談を受け付けています。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を法的に支援する制度です。市内に4カ所ある「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。

住んでいる地域によって担当する地域包括支援センターが異なります。詳しくは高齢者福祉課に問い合わせください。

市で実施するものの他、行田市社会福祉協議会でも「いきいき・元気サポート制度」や福祉車両の貸し出しなど、さまざまなサービスを提供しています。

- ▶問い合わせ 市の高齢者福祉サービスについては高齢者福祉課高齢福祉担当(内線225)、成年後見制度については同課地域支援担当(内線278)、いきいき・元気サポート制度や福祉車両の貸し出しなどについては社会福祉協議会 ☎557-5400

人権擁護委員に 委嘱されました

私たちの基本的な人権の擁護や自由人権思想の普及などのために活動している人権擁護委員の松田重俊氏(埼玉)と松井愛子氏(荒木)は、9月30日をもって任期満了となりましたが、引き続き人権擁護委員に委嘱されました。また、片桐雅章氏(城西)が新たに委嘱されました。

人権擁護委員の任期は3年で、10月1日付けで法務大臣から委嘱を受けました。



松田 重俊氏



松井 愛子氏



片桐 雅章氏

▶問い合わせ 人権推進課人権同和対策担当(内線221)

ご参加ください

健康づくり講演会 「賢く食べて健康寿命を延ばす～世界調査で分かった秘訣～」

- ▶日時 11月19日(火)午後1時30分～3時(午後1時開場)
- ▶場所 商工センターホール
- ▶内容 世界的に伝統に根ざした食文化が見直されている現在、健康食材として注目されている「大豆」をテーマとしたセミナーです。
・家森幸男先生による講演「賢く食べて健康寿命を延ばす～世界調査で分かった秘訣～」
・大塚製薬株式会社、行田市による大豆に関する情報提供
- ▶入場料 無料
- ▶その他 申し込み不要(直接会場へお越しください)
- ▶問い合わせ 保健センター健康づくり支援担当(市役所内・内線378)



家森幸男先生プロフィール

昭和12年、京都市生まれ。京都大学大学院修了。医学博士、鳥根医科大学、京都大学大学院教授を経て、両名誉教授。現在、武庫川女子大学国際健康開発研究所所長、(公財)兵庫県健康財団会長。高血圧の研究から脳卒中ラットを開発し、脳卒中が予防できることを実証。世界25カ国61地域を、20余年を費やし調査。大豆や魚介類を常食する食文化地域では、健康長寿であることを証明。現在は、世界各地の食文化を尊重しつつ食生活改善に努める。〈著書〉「ついに突きとめた究極の長寿食」「世界一長寿な都市はどこにある?」「大豆は世界を救う」他多数

行田市国保・協会けんぽからのお知らせ 特定健診は受けましたか

行田市国民健康保険(行田市国保)と全国健康保険協会埼玉支部(協会けんぽ)の合同による特定健診受診のご案内です。

協会けんぽの健診を実施している健診機関では、協会けんぽ加入者本人およびその被扶養者の方と行田市国保加入者の方が、同じ日に健診を受けることができます(土曜日受診可)。ぜひ、この機会に受診して、自分や家族の健康について見直してみましよう。なお、事前予約が必要ですので、各健診機関にお問い合わせください。

▼協会けんぽ加入者と行田市国保加入者が同時に受けられる健診機関

- ・川島胃腸科 ☎553-0001
- ・行田協立診療所 ☎556-4581 (第2土曜日休診)
- ・清幸会行田中央総合病院健康管理センター ☎553-2426
- ・壮幸会行田総合病院附属行田クリニクス ☎554-0005

▼協会けんぽへの問い合わせ 全国健康保険協会埼玉支部保健グループ ☎048-658-5915 (月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分)

※行田市国保の平成25年度の健診は12月20日(金)までです。対象の方には、

5月に受診券を送付しています。実施医療機関などは、受診券に同封の「特定健康診査のご案内」をご覧ください。なお、行田外科医院、ハピネス診療所では受診できませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271)

人間ドックの胃検査で胃カメラ検査を選択できます

行田市国民健康保険または後期高齢者医療保険の人間ドックを受けるときの胃検査の方法について、レントゲン検査(バリウム検査)と胃カメラ検査が選択できるようになりました。なお、医療機関によっては、胃カメラ検査が実施できない場合があります。

また、胃カメラ検査を選択する場合は、別途追加料金が発生する場合がありますので、受診希望の医療機関にご確認ください。

▼問い合わせ

保険年金課国保担当(内線271)



交通災害共済制度が平成26年4月1日から変わります

▶交通災害共済会員加入資格の変更

共済の会員になることができる方は、本市の住民基本台帳に記録されている方となります。なお、就学などのために一時的に市外へ転出している方で、本市の住民基本台帳に記載されている方も会員になれます。

▶後遺障害見舞金の申請内容の一部変更

会員が交通事故により、または交通事故による受傷に起因して、当該事故発生の日の翌日から起算して2年以内に、身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級2級以上の障害に該当した場合は70万円支給し、5級以上3級以下の障害に該当した場合には60万円支給します。なお、請求期限は交通事故の翌日から起算して3年以内とします。

▶見舞金の引き上げ

種類	区分	改正前	改正後	
死亡見舞金		1,000,000円	1,200,000円	
後遺障害見舞金	身体障害者福祉法施行規則5級以上3級以下	600,000円	変更なし	
	身体障害者福祉法施行規則2級以上	600,000円	700,000円	
医療見舞金	治療日数	180日以上	130,000円	140,000円
		150日以上180日未満	100,000円	110,000円
		120日以上150日未満	80,000円	90,000円
		90日以上120日未満	60,000円	70,000円
		60日以上90日未満	45,000円	55,000円
		30日以上60日未満	30,000円	40,000円
		7日以上30日未満	20,000円	30,000円
		7日未満	14,000円	変更なし

※見舞金の限度額は120万円となります。

※改正後の見舞金の額は、平成26年4月1日以降事故に遭った場合に適用されます。それ以前に交通事故に遭った場合は、請求の日が平成26年4月1日以降でも改正前の見舞金の額になります。

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

「行田市定住促進基本計画」(素案)に対する市民意見募集を行います

市では、県内初となる「行田市定住促進基本条例」を平成25年3月に制定し、定住促進のための総合的な取り組みを本格的にスタートしました。本計画は、人口減少に歯止めをかけ、活力あふれる元気な行田の実現に向けた定住促進策を総合的かつ計画的に実施するため、同条例第7条に基づき策定するものです。

このたび、計画(素案)がまとまりましたので、市民の皆さんからの意見を募集します。

▼募集期間 11月5日(火)～12月4日(水)

▼閲覧場所 企画政策課、市ホームページ、市政情報コーナー

▼意見提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市企画政策課【FAX】553-1355【Eメール】nikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

▼問い合わせ 同課企画・改革担当(内線311)

特定外来生物などを放したり、植えたりしないでください

外来生物とは、もともといなかった地域に、人間の活動によって他の国や地域から入ってきた生物のことです。

この外来生物のうち、在来の生態系などへ被害を及ぼすもの、または及ぼす恐れがあるものを「特定外来生物」または「要注意外来生物」として指定しています。

市内でも、次に掲げる特定外来生物などが身近な場所を確認されています。在来の動植物の生息域を守るためにも、特定外来生物などは公園や河川などに放したり、植えたりしないようお願いいたします。

▼行田市内で確認された特定外来生物など(一部)

特定外来生物

- ・アライグマ
- ・カミツキガメ
- ・オオクチバス(俗称：ブラックバス)

要注外来生物

- ・オオキンケイギク(植物)
- ・ミシシッピアカミミガメ(俗称：ミドリガメ)
- ・アメリカザリガニ
- ・オオカナダモ(植物)

▼問い合わせ 都市計画課公園担当 ☎

550-1550

第2回行田市・鴻巣市・北本市 ごみ処理広域化協議会が開催されました

本協議会は、7月5日に3市の市長が委員となり、ごみの共同処理の推進に関する基本的な事項について協議するため設置されました。

10月4日、鴻巣市役所で「第2回行田市・鴻巣市・北本市ごみ処理広域化協議会」が開催されましたので、その主な内容をお知らせします。

なお、新ごみ処理施設の建設地は鴻巣市内とし、その稼動時期はおおむね10年後を予定しています。

調整項目	調整結果
事業の実施主体 (一部事務組合)	・彩北広域清掃組合を活用する。 ・組合名称は変更する。
広域化の範囲 (共同処理する事務など)	共同処理が決まっている「新しいごみ処理施設の建設」を表記する。
負担割合	・新たな施設の建設費は、人口割100パーセントとする。 ・新たな施設の管理運営費は、今後協議する。
議員定数	行田市5人、鴻巣市5人、北本市4人の定数14人とする。ただし、新たな施設が稼動するとき、再度協議する。
事務所の位置	・新たな一部事務組合の事務所は、小針クリーンセンター内とする。 ・ごみ処理広域化チームは、施設建設地となる鴻巣市内の公共施設に分室として、設置する。
組合が所有している財産	現有財産の維持管理および処分は、行田市、鴻巣市の責任(費用負担含む)で対応する。

▶**問い合わせ** 行田市・鴻巣市・北本市ごみ処理広域化協議会事務局(鴻巣市役所内) ☎501-5831 または 環境課環境業務担当 ☎556-9530

エコライフDAY2013夏の結果をお知らせします

エコライフDAYとは、省エネ・省資源など環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガスである二酸化炭素の削減量を把握し、ライフスタイルを見直すきっかけをつくる取り組みです。

市では、市内の小・中学生とその家族に協力していただき、7月1日から7日までの間の一日について実施しました。また、エコライフDAY実施の募集をしたところ、二持田第一自治会、二谷郷新田自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田市民大学から応募があり、期間を設定した上で、実施していただきました。

今回のエコライフDAYにより、削減できた二酸化炭素の量は9,352,393グラムとなりました。これは約3,965リットルのガソリンを燃焼させたときに排出する二酸化炭素の量と同じです。

参加区分※1		参加数 (人)	二酸化炭素 削減量(g)	一人当たり の削減量(g)
小学校低学年 (1～3年生)	児童	1,644	931,069	566
	家族、教職員	3,316	1,726,521	521
小学校高学年 (4～6年生)	児童	1,760	1,685,733	958
	家族、教職員	2,614	2,435,063	932
中学校	生徒	1,527	1,456,733	954
	家族、教職員	408	371,364	910
一般	※2	461	387,288	840
市役所	職員など	476	358,622	753
合計		12,206	9,352,393	766

※1 参加区分によってチェック項目が異なります。

※2 一般は5団体(二持田第一自治会、二谷郷新田自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田市民大学)の合計です。団体別の詳細は市ホームページに掲載しています。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556-9530

雑草の刈り取りはお早めに

空き地の雑草を立ち枯れたままにしておくと、近隣住民の生活環境を害するばかりではなく、見通しが悪くなり交通事故の原因になる可能性があります。また、たばこのポイ捨てなどにより、火災が発生することもあります。

空き地の所有者または管理者は、早めに雑草を刈り取るようお願いいたします。

▶**問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556-9530

ごみゼロ運動を実施します

生活環境の美化を図るため、全市民参加の市内一斉清掃(ごみゼロ運動)を行いますので、ご協力をお願いします。地区ごとに取りまとめの上、粗大ごみ処理場に搬入してください。

▶**日時** 11月17日(日)午前8時～10時

※雨天の場合は11月24日(日)。なお、雨天などにより中止する場合は午前6時30分に防災行政無線でお知らせします。

▶**問い合わせ** 環境課環境業務担当 ☎556-9530

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で、登録期間は3カ月です。

なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に、写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

さしあげます

- ▷和たんす
- ▷ガット張り機(硬式テニス用・手動式)
- ▷ソファベット
- ▷ベビー布団

やぎってください

- ▷大人用自転車
- ▷大人用自転車(折り畳み式)
- ▷自転車(女児用・22インチ)
- ▷子ども用自転車
- ▷ベッド用テーブル(キャスター付き)
- ▷扇風機
- ▷FAX
- ▷ベビーベッド
- ▷スチールラック
- ▷チャイルドシート
- ▷炊飯器
- ▷こたつ
- ▷液晶テレビ
- ▷DVDレコーダー
- ▷電気ストーブ
- ▷ジューサー
- ▷足踏みミシン
- ▷電子ピアノ

▼**問い合わせ**
9530
FAX【553-0792】
環境課環境業務担当 ☎556



埼玉県と行田市から
お知らせです



埼玉県のマスコット
コバン

滞納整理強化期間

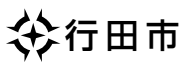
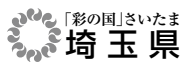
平成25年11月～平成26年1月



税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。

埼玉県・行田市では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。

特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。



埼玉県・市町村
個人住民税徴収確保
対策協議会

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

給与所得者の市県民税は 特別徴収で納税を

給与所得者の市県民税は、法令により、事業者が給与から特別徴収(給与天引き)して、従業員に代わり市町村に納税することとなっています。

埼玉県および県内全市町村では、特別徴収のさらなる徹底を図るため、平成27年度から、原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定する取り組みを進めています。特別徴収への切り替えが円滑に行えるよう、準備をお願いします。

【事業者の皆さんへ】

- ・所得税の源泉徴収だけでなく、市県民税の特別徴収も行う必要があります。
- ・原則として、パート・アルバイトを含む全ての従業員から市県民税の特別徴収を行う必要があります。
- ・市県民税の税額計算は市が行います。所得税のように、税額の計算や年末調整をする必要はありません。

【従業員の皆さんへ】

特別徴収になると・・・

- ・納税の手間が省けます。
- ・普通徴収は年4回払いですが、特別徴収は12回払いなので、1回当たりの負担が軽くなります。
- ・複数の会社に勤務している方は、それぞれの会社から特別徴収されるのではなく、1つの会社から徴収されます。主な給与以外に報酬などがある方は、その旨を支払先にお伝えください。

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線231)または行田県税事務所☎556-5099

税務課臨時職員 を募集します

- ▶雇用期間 平成26年1月14日(火)～3月31日(月)
- ▶勤務時間 午前8時30分～午後5時
- ▶勤務場所 税務課
- ▶業務内容 市県民税課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)
- ▶募集人数 8人
- ▶賃金 時給830円
- ▶面接日 12月18日(水)
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要な事項を記入の上、12月11日(水)までに税務課に持参してください。
- ▶選考方法 面接の上決定します。
- ▶問い合わせ 同課市民税担当(内線231)

平成25年分青色決算説明会などを開催します

青色決算書の作成方法や注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

開催日時	場 所	対 象
12月3日(火)午前10時～正午	豊野コミュニティセンター (加須市豊野台1-345-10)	営業・不動産所得を有する青色申告者(農業所得を除く)
12月3日(火)午後2時～4時	加須市商工会北川辺支所2階会議室 (加須市麦倉3658-1)	
12月4日(水)午後2時～4時	パストラルかぞ小ホール 加須市上三俣2255	
12月5日(木)午前10時～正午	商工センター401研修室	
12月10日(火)午前10時～正午	羽生市民プラザ大会議室 (羽生市中央3-7-5)	
12月11日(水)午後2時～4時	加須市騎西生涯学習センター 多目的ホール (加須市根古屋633-10)	記帳制度適用者
12月5日(木)午後2時～4時	商工センター 401研修室	
12月9日(月)午前10時～正午	ほくさい農業協同組合本店3階ホール (羽生市東7-15-3)	農業所得を有する青色申告者

▶注 意

- ・12月9日は農業所得のみの説明となります。
- ・加須市騎西生涯学習センターは駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。
- ・記帳制度適用者とは、前年または前々年の不動産所得、事業所得および山林所得の金額の合計額が300万円を超える白色申告者をいいます。

▶問い合わせ 行田税務署☎556-2121(自動音声案内で2番を選択)

償却資産の申告が必要です

平成26年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

該当資産がない方、資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などをされた方は、必ず申告をお願いします。

期限間近は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

▶申告の対象となるもの

その事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの

【償却資産の申告対象となる品物の例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機など(詳しくは市ホームページを参照してください)

※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

▶申告書提出期限 平成26年1月31日(金)

▶その他

前回申告している方には、11月下旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課資産税担当までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ 税務課資産税担当(内線233)

白色申告者の「記帳・帳簿等の保存制度」の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち、前年分あるいは前々年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方は、「記帳と帳簿書類の保存」が必要でした。法改正により、平成26年1月以降から、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての白色申告者(所得税の確定申告をする必要のない方を含む)に「記帳と帳簿書類の保存」が必要になります。記帳・帳簿等の保存制度については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

▼問い合わせ 行田税務署 ☎55612

彩北広域清掃組合職員を募集します

121 (自動音声案内2番を選択)

▼募集職種 一般事務職

▼募集人数 1人

▼受験資格 次の全てに該当する方

- ①昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、大学・短期大学(修業年限2年以上の専門学校を含む)を卒業した方または平成26年3月31日までに卒業見込みの方
- ②普通自動車運転免許を取得している方

▼試験日 12月15日(日)

▼試験会場 行田グリーンアリーナ

▼申し込み 11月20日(水)から環境課、鴻巣市環境課および彩北広域清掃組合小針クリーンセンターで配布する受験案内・申込書に必要事項を記入の上、12月2日(月)〜6日(金)に同センター事務室へ持参してください。

▼問い合わせ 同センター ☎55913641

訂正とお詫び

「市報ぎょうだ」10月号に掲載した記事の一部に誤りがありました。次のとおり訂正の上、お詫び申し上げます。

3ページ 子ども医療費支給事業(正) 2億4千784万円

(誤) 1億8千611万円

33ページ はじめまして

(正) 平成24年10月生まれのおともだち(誤) 平成25年10月生まれのおともだち

NPO法人C.I.L.ひこうせん 設立10周年記念事業 アート展「はばたく」

▼日時 12月4日(水)〜8日(日)午前10時〜午後5時

▼場所 埼玉県民活動総合センター(伊奈町内宿台6-26)

▼内容 NPO法人C.I.L.ひこうせんの5年間のアート活動の成果および同法人以外で活躍するアーティストの作品の展示

▼入場料 無料

障がい者アートの可能性

▼日時 12月8日(日)午後1時30分〜4時30分

▼内容 ①柴崎由美子さん(NPO法人エイブル・アート・ジャパン理事)による講演「創造するちからを、社会に。」
②エイブル・アート・ムーブメントの活動から
③さくまひできコンサート

▼参加費 500円(資料代)

▼主催 NPO法人C.I.L.ひこうせん、公益財団法人いきいき埼玉

▼問い合わせ NPO法人C.I.L.ひこうせん ☎55511100

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、子どもを温かく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。



児童虐待の種類

・身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

・性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

・保護の怠慢・拒否(ネグレクト)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

・心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うなど。

見逃さないで、小さなサイン

虐待は家庭の中で起こっていることが多く、「虐待ではないか」という視点や問題意識を持っていないと、見過ごされてしまいがちです。家庭、地域、保育所などの集団生活の場、保健機関、医療機関などのそれぞれの機関や日常の場面で、ちょっとしたサインを見逃さないことがとても大切です。

今、子育て中の方へ

次のようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みを1人で抱え込まず、相談窓口にご相談ください。

- ・どうやって子育てしてよいか分からない。
- ・子どもが言うことを聞かず、いつもイライラしている。
- ・思うようにいかず、つい子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう。
- ・精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない。
- ・どうしても子どもがかわいく思えない。
- ・夫やパートナーの理解が得られない。

周りの方たちへ

- ・子育て中の親が孤立しないよう、話し相手になったり、あいさつや声掛けをするなどして見守ってください。
- ・気に掛かる親子がいたり、虐待かもしれないと思ったりしたときには、相談窓口にご連絡ください(秘密は守ります)。

発見のためのチェックポイント

虐待を疑わせる状況

- ・殴る、蹴るなどの虐待行為そのものの目撃(親はしつけのためだと言うこともある)。
- ・たたく音や叫び声などが毎晩のように聞こえる。

子どもの状況

- ・不自然な傷が多い(顔や腕、足にあざが多くある)。
- ・夜遅くまで外で遊んでいたり、徘徊はいかいしたりしている。
- ・夜間に何時間も外に出され、家に入れてもらえない。
- ・体や衣服が非常に不潔である。
- ・親が夜遅くまで帰らず、年齢の低い子供たちだけで夜を過ごしている。

親の状況

- ・地域の中で孤立しており、子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になりやすい。
- ・子どもがけがをしたり、病気になっても医者に見せようとならない。
- ・アルコールを飲んで暴れることが多い。
- ・小さい子どもを置いたまま頻繁に外出している。
- ・子どもに体罰を加える。
- ・養育について拒否的であり、食事をきちんとさせないなど放置している。

まずは勇気を持って連絡を

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、しかも、虐待者が親であるため、子どもは逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などに連絡(通告)しなければならないと定められています。連絡(通告)は、子どもを守り、ひいては、虐待してしまう親も救うこととなります。

なお、子どもを守ることが優先されるため、守秘義務違反にはなりません。また、連絡した人が誰かが分からないように、秘密は守られます。周囲の人の温かいまなざしと実行が、子どもを虐待から守ります。

相談窓口

子育て応援のために

- ・行田市子育て応援専用ダイヤル☎556—2011
- ・行田市保健センター☎553—0053

虐待防止のために

- ・行田市虐待防止ホットライン☎0120—556—212 (虐待の通告を受けてから48時間以内に安否確認を行います)
- ・児童相談所全国共通ダイヤル☎0570—064—000 (熊谷児童相談所に電話をつなぎます)
- ・埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル☎048—779—1154

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線262・292)

「ご利用ください」 病児・病後児保育施設

病児・病後児保育施設は、保護者の就労などにより、病気の子どもの病後回復期の子どもの保育することができないときに、子どもを預かる施設です。施設では看護師と保育士が保育を行います。

「子どもが病気だけれど、どうしても仕事が休めない」「冠婚葬祭が入ってしまった」「保護者が病気になってしまった」こんなときに、ぜひご利用ください。

▼施設 病児・病後児保育所「げんきキッズ」 ☎090-8111-8751 (小見1404-1)

▼対象 乳幼児〜小学3年生

▼保育時間 月〜金曜日の午前8時〜午後6時

▼利用方法

①事前に施設へ病児・病後児保育利用者登録書を提出する。

②主治医・小児科医の診察を受け、病児・病後児保育利用申請書の医師確認欄に記入をしてもらう。

③前日までに施設へ利用予約をする。

④利用日当日は、次に掲げるものを持っての上、来所する。

▼利用当日持参するもの 利用申請書、印鑑（朱肉を必要とするもの）、保育

を行う子どもの健康保険証、こども医療費受給資格証、利用料

療費受給資格証、利用料

▼利用料金 2千円（市民税非課税世帯は無料）

▼問い合わせ 子育て支援課保育担当（内線263）

「ご利用ください」

埼玉県ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

▼対象 父子家庭の父、母子家庭の母または父母のいない児童を養育している方で、平成26年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市町村民税非課税世帯の方（生活保護受給世帯を除く）

▼支給額 1万円

第16回公募行田市美術展の作品募集

- ▶日時 平成26年2月6日(木)～9日(日)午前9時30分～午後4時30分(9日は午後4時まで)
- ▶場所 「行田グリーンアリーナ」サブアリーナ
- ▶応募資格 市内および近隣市町に在住・在勤・在学の方(学生は15～18歳の高等学校もしくは高等専門学校に在籍する者とし、19歳以上の学生は一般扱い)

▶種目・作品規格

- ①【絵画】日本画、洋画(油絵・水彩)、版画※8号以上60号以内、額装(ガラス不可)
- ②【彫刻】体積100cm×100cm×200cm以内、重量100kg以内、ケースは使用しない
- ③【工芸】制限なし(壁面作品・着物などは付属品も持参)
- ④【書】170cm×60cm以内(縦横自由)または91cm×91cm以内、額装または枠張(ガラス不可)
- ⑤【写真】
(一般)〈単写真〉A3ノビ以上全紙以内
〈組写真〉65cm×95cm以内
(学生)A4以上ワイド4ツ切まで※単写真のみで組写真は不可(ガラス不可)

▶出品料 1点につき【一般】2,000円【学生】1,000円(同種目の2点目からは半額)

▶搬入 平成26年2月2日(日)午前10時～午後2時

▶搬出 平成26年2月9日(日)午後4時～5時

▶主催 行田市美術家協会、行田市教育委員会、(公財)行田市産業・文化・スポーツいきいき財団

▶注意 作品は未発表のものに限ります。

▶問い合わせ 行田市美術展実行委員会事務局(産業文化会館内) ☎556-6371



▼申請方法 子育て支援課で配布している申請書に必要事項を記入し、振り込み金融機関が証明できるもの(通帳など)を持参の上、12月27日(金)までに同課に提出してください。※申請期日を過ぎると受け付けできませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 同課子育て支援担当(内線262)または埼玉県少子政策課手

当・ひとり親家庭支援担当 ☎048-830-3337

ぎょうだ男女共同参画フォーラム2013 豊かな会話を楽しむ

▼日時 12月7日(土)午後1時30分～3時30分

▼場所 VIVAぎょうだ学習室

▼内容 身近な会話の仕方、聴き方(傾聴)についての講演

▼講師 真下りかさん(臨床心理士)

▼定員 70人

▼参加費 無料

▼申し込み 11月1日(金)～22日(金)に直接

または電話でVIVAぎょうだ(11月5日(火)・11日(月)・18日(月)は休館)※ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)の申し込みも11月22日まで

▼問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

秋季全国火災予防運動

平成 25 年度全国統一防火標語

「消すまでは 心の警報 ONのまま」

11月9日(土)から15日(金)までの7日間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。これは火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、市民の皆さん一人ひとりに火災予防に対する認識を深めていただき、尊い生命や大切な財産を火災から守るための運動です。

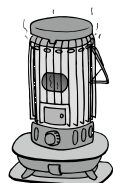
日ごろから次の7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)を実践し、外出時や寝る前にはもう一度火の元を確認しましょう。また、万一火災が発生したときは、小さな被害で食い止められるように心掛けてください。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント **3つの習慣・4つの対策**

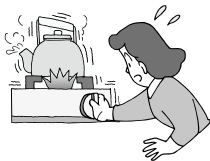
3つの習慣



寝たばこは、絶対やめる。



ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策



逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。



火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。



寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。



お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

下水道に油を流さないで

最近、下水道管への油などの流出による事故が多発しています。下水道管に流入した油などは、冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因となるだけでなく、下水処理の機能低下など広い区域に多大な悪影響を与えることとなります。これらの事故が発生した場合、下水道管に流出した油などの除去・処理は、原因者の負担となり多額の費用を要します。

下水道管への油などの排出をなくし、清潔で快適な住環境を支えるために、次のことを守ってください。

各家庭へのお願い

- ・使い切る……残った油はこし器に移し、炒め物などで使い切りましょう。
- ・ふき取る……鍋や皿に付いた油污はふき取ってから洗いましょう。
- ・吸い取る……使えなくなった古い油は、新聞紙などで吸い取り、燃えるごみで出してください。
- ・リサイクル……家庭からの廃食用油は環境課へ直接お持ちください。バイオディーゼル燃料に精製されます。

飲食店へのお願い

油の排水が多い飲食店などは、排水中の油やごみを分離、除去するための適切な容量のグリーストラップ(排水中の油やごみを分離・貯留する装置)を設置しなければなりません。また、グリーストラップの清掃など適切な管理をお願いします。

▶問い合わせ 下水道課普及促進担当 ☎564-0303(前谷1-1・水道庁舎内)

住宅用火災警報器取り付け、その後は

Q1 住宅用火災警報器が鳴ったときはどうするの?



A1 【火災のとき】

- ・火元を確認し、可能であれば初期消火を行ってください。
- ・火が消えなければ速やかに避難してください。
- ・忘れずに119番通報をしてください。

【火災ではないとき】

- ・異常がないか周囲をもう一度確認しましょう。
 - ・「異常停止ボタン」や「引きひも」で警報音を止め、室内の換気を行いましょう。
- ※調理時の煙や湯気、くん煙式殺虫剤の使用などで警報が鳴ることがあります。

Q2 住宅用火災警報器の日ごろの点検・お手入れは?

A2 【点検方法】

- ・1カ月に1回程度、作動点検をしましょう。
- ・「警報停止ボタン」や「引きひも」で点検を行いましょう。

【お手入れ】

- ・ほこりやクモの巣などが付くと、火災の煙を感知しにくくなります。
- ・1年に1回程度は、乾いた布でふき取りましょう。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

人事行政の運営状況を公表します

市の人事行政の運営等の状況(給与公表に関する部分を除く)について、概要を公表します。なお、詳細な内容は市ホームページおよび市役所内市政情報コーナーで閲覧できます。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(H24.4.1~H25.3.31)

一般事務職	建築技術職	電気技術職	社会福祉士	保健師	消防職	教育職(指導主事)	市費負担教職員	計
17人	2人	1人	1人	1人	5人	3人	18人	48人

(2) 職員の退職状況(H24.4.1~H25.3.31)

定年退職	勲奨退職	普通退職	その他(死亡、免職、失職、任期付)	計
18人	1人	2人	23人	44人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職員)

	平成24年	平成23年	対前年増減
平均取得日数	6.7日	6.0日	0.7日

※期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3) 病気休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況(H24.4.1~H25.3.31)

病気休暇	介護休暇	組合休暇
26人	0人	0人

(4) 育児休業などの取得状況(H24.4.1~H25.3.31)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		育児短時間勤務		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	13人	9人	1人	1人	5人	3人
うち女性	13人	9人	1人	1人	5人	3人
男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 時間外勤務の状況(H24.4.1~H25.3.31)

職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数	5.7時間
---------------------	-------

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(H24.4.1~H25.3.31)

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	4人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況(H24.4.1~H25.3.31)

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	2人	0人	0人
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	1人	0人	0人

4 職員のサービスの状況

営利企業等従事の許可状況(H24.4.1~H25.3.31)

営利企業等の従事の内容	許可件数	摘要
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合	該当なし	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	該当なし	—
報酬を得て事業または事務に従事する場合	該当なし	—

5 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(H24.4.1~H25.3.31)

研修区分	研修内容・派遣先など(カッコ内は修了者数)
一般研修(市単独)	・新規採用職員研修(49人)・監督職員研修(24人)・課長級研修(26人)・臨時職員研修(32人)
一般研修(四市共同)(行田・加須・羽生・鴻巣)	・初級職員研修(10人)・中級職員研修(17人)・上級職員研修(24人)・法制執務研修(20人)・監督者研修(25人)
特別研修	・考課者研修(81人)・人事考課制度研修(402人)・接遇研修(53人)・公務員倫理研修(55人)・おもてなし研修(83人)・救急応急処置研修(95人)・職員交通安全研修(406人)・ハラスメント研修(327人)・ワークライフバランス研修(38人)・効率的な仕事の進め方研修(32人)・人権問題研修会(299人)・アサーティブコミュニケーション研修(40人)
自己啓発促進	・通信教育講座(14人)
派遣研修	・自治大学校(2人)・市町村アカデミー(8人)・自治人材開発センター(106人)・民間企業派遣研修(1人)・講師養成研修(5人)・人づくりセミナー(4人)・政策課題共同研究(1人)・政策研究発表会(4人)・全国地域リーダー養成塾修了者研修会(1人)・防火管理講習(9人)・衛生推進者講習(4人)・その他各種研修会(7人)

(2) 勤務成績の評定の状況(H24.4.1~H25.3.31)

対象職員	一般職(教育長、臨時・非常勤職員を除く)全職員
評定回数	年2回
活用方法	勤勉手当、昇給

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H24.4.1~H25.3.31)

区分	受診者	受診率
定期健康診断	425人	78.7%
胃がん検診	94人	17.4%
大腸がん検診	128人	23.7%

(2) 公務災害の発生状況(H24.4.1~H25.3.31)

区分	人数
公務災害	2人
通勤災害	2人

7 勤務条件に関する措置の要求の状況(H24.4.1~H25.3.31)

該当なし

8 不利益処分に関する不服申立ての状況(H24.4.1~H25.3.31)

該当なし

▶ 問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

市職員の給与などを公表します

市では、市職員の給与・職員数について、常にその適正化に努めていますが、このたび平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
平成24年度	85,648人	千円 24,096,547	千円 1,520,765	千円 4,536,630	18.8%

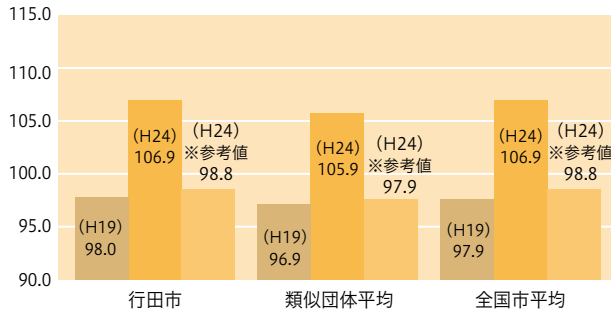
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まれます。

2 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	525人	千円 1,975,408	千円 486,436	千円 761,182	千円 3,223,026	千円 6,139

※職員数および給与費は、一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業や下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計に関するものは含まれません。また、職員手当には退職手当を含みません。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※参考値とは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

① 一般行政職 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	41.8歳	326,239円	385,401円
埼玉県	43.8歳	349,468円	396,263円
国	42.8歳	304,944(329,917)円	372,906(401,789)円
類似団体	43.2歳	327,748円	362,999円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	53.3歳	347,765円	388,991円
埼玉県	53.8歳	356,300円	393,809円
国	49.7歳	270,465(285,030)円	307,506(323,181)円
類似団体	49.1歳	314,792円	335,630円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さない全ての職員をいいます。

※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を、各職種区分の職員数で割った額を加えたものです。

※国の欄におけるかっこ書きは、国家公務員の給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

5 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	178,800円	178,800円	163,987(172,200)円
行政職 高校卒	144,500円	144,500円	133,418(140,100)円

※国の欄におけるかっこ書きは、国家公務員の給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	263,400円	317,950円	376,217円
行政職 高校卒	—	—	322,880円

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。

7 行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	主幹	課長副参事幹	次長	部長参事	
職員数	69人	85人	121人	92人	83人	47人	16人	13人	526人
構成比	13.1%	16.2%	23.0%	17.5%	15.8%	8.9%	3.0%	2.5%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、現業職員を含みません。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

8 期末手当・勤勉手当

行田市		国	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	2.60月分 (1.45月分)	期末手当	2.60月分 (1.45月分)
勤勉手当	1.35月分 (0.65月分)	勤勉手当	1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置	・役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置	・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※かっこ内は、再任用職員に関する支給割合です。

9 退職手当(平成25年4月1日現在)

行田市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

10 特別職の報酬などの状況 (平成25年4月1日現在)

区 分		給料月額など
給 料	市長	933,000円 (H23.7.1~H27.4.30 839,700円)
	副市長	780,000円 (H23.7.1~H27.4.30 702,000円)
	教 育 長	702,000円 (H23.7.1~H27.4.30 631,800円)
報 酬	議長	482,000円
	副議長	429,000円
	議員	407,000円
期末手当	市長	(24年度支給割合) 3.85月分
	副市長	3.85月分
	教 育 長	3.85月分(勤勉手当を含む)
退職手当	議長	(24年度支給割合) 3.65月分
	副議長	3.65月分
	議員	3.65月分
退職手当	市長	(算定方法) 給料月額×在職月数×40/100 (支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×30/100 任期毎
	教 育 長	給料月額×在職月数×30/100 任期毎

※H23.7.1からH27.4.30までの間、給与の減額措置として、市長、副市長および教育長の給料の10%を減額しています。

11 人口1万人当たりの職員数 (平成25年4月1日現在)

行田市	66.1人	県内市平均	68.7人
-----	-------	-------	-------

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は51.7人、最も多い市は113.5人となっており、行田市は最少市から数えて21番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部 門	職 員 数(人)		対前年増減数(人)
	H24	H25	
一般行政部門	342	337	△5
特別行政部門(教育・消防)	173	182	9
普通会計	515	519	4
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	40	40	0
合 計	555	559	4

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

都市計画変更案の縦覧を行います

行田市都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づき、変更案を広くお知らせし、皆さんの意見をいただくために、変更案の縦覧を行います。

▼縦覧日時 11月22日(金)～12月6日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▼縦覧場所 行田市都市計画課、埼玉県都市計画課、埼玉県行田市国土整備事務所
※変更案は埼玉県都市計画課ホームページで見ることができます。

▼縦覧内容 「行田市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」および「行田市都市計画区域区分」の変更案(埼玉県決定)

▼変更案に意見のある方は、意見書を提出することができます

▼提出できる方 市内在住の方および利害関係人

▼意見提出方法 持参、郵送、埼玉県電子申請届出サービスのいずれかの方法で12月6日(金)午後5時15分(必着)までに提出してください。【持参・郵送】

〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課、〒330-9301 埼玉県都市計画課※埼玉県行田市国土整備事務所は持参のみ受け付け

▼問い合わせ 行田市都市計画課 ☎55

01550または埼玉県都市計画課 ☎048-830-5341

平成25・26年度 行田市物品売買等の競争入札参加資格審査申請書を追加で受け付けます

平成25・26年度の競争入札参加資格審査申請書の追加受け付けを実施します。

▼日時 11月18日(月)～29日(金)(土・日曜日を除く) 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時

▼受付場所 契約検査課

▼受付業務 物品売買等(建設資材を含む)、建築物管理

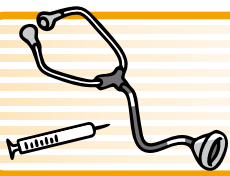
▼申請に関する手引き・申請書の入手方法 手引き・申請書は、市ホームページからダウンロードできます。※契約検査窓口での配布は、11月1日(金)から行います。

▼有効期間 平成26年1月1日～平成27年5月31日

▼その他

・手引きを参照の上、申請書類および添付書類を提出してください。
・建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の受け付けは、埼玉県電子入札共同システムを利用した共同窓口申請になります。

▼問い合わせ 同課契約担当(内線213・214)



保健案内

保健センター
長野2-3-17
TEL: 553-0053
FAX: 555-2551

子どもの健康

乳幼児健診

健診名 4カ月児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

その他 転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

BCG予防接種

受付日時 11月21日(木)、12月9日(月)午後1時40分～2時

対象 生後3カ月以上1歳未満(1歳の誕生日を迎える前々日まで)のお子さん

定員 50人

※標準的な接種時期は、生後5カ月から8カ月です。
※予約制のため、接種希望日の1週間前までに同センターへ申し込みください。予約後、都合により接種日を変更するときご連絡ください。

乳幼児相談(要申し込み)

日時 12月3日(火)午前9時30分～11時

対象 小学校入学前のお子さん

離乳食教室(初期)(要申し込み)

日時 12月3日(火)午前10時30分～11時30分
(午前10時15分から受け付け)

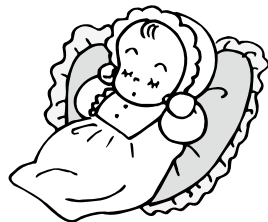
対象 平成25年6月15日～7月14日生まれのお子さんがいる方

離乳食教室(中後期)(要申し込み)

日時 11月26日(火)午前10時30分～11時30分
(午前10時15分から受け付け)

対象 7カ月から11カ月のお子さんがいる方

※いずれも場所は
保健センター



市の個別検診を受けられる方へお知らせ

行田外科医院(忍1-7-30)は廃院となったため、受診できません。他の医療機関での受診をお願いします。

対象となる個別検診

ヤング健診、B型・C型肝炎ウイルス検診、大腸がん検診、前立腺がん検診

休日急患診療

期 日	医療機関名
11月17日(日)	清幸会行田中央総合病院
11月23日(土)	清幸会行田中央総合病院
11月24日(日)	壮幸会行田総合病院
12月1日(月)	壮幸会行田総合病院
12月8日(日)	清幸会行田中央総合病院

・診療科目……内科、小児科、外科
・診療時間……午前10時～午後5時
※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。

・清幸会行田中央総合病院 ☎553-2000

・壮幸会行田総合病院 ☎552-1111

◇夜間などの急病やけがで受診できる医療機関を知りたいとき

・行田市消防署 ☎550-2123

・埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199

◇埼玉県小児救急電話相談「#8000」

・県内どこからでも「#8000」をプッシュすると相談窓口につながります(携帯電話可)。

・相談時間 【月～土曜日】午後7時～翌日午前7時

【日曜日、祝日】午前9時～翌日午前7時

加須保健所「ひきこもり専門相談」

明らかな発達障害や精神疾患などの病気がない、青年期のひきこもり状態にある方やその家族の方を対象に専門相談を実施します。

日時 12月4日(水)午後1時30分(予約制)

※毎月第1水曜日

場所 加須保健所小会議室(加須市南町5-15)

相談対応者 臨床心理士、加須保健所職員

費用 無料

申し込み・問い合わせ

11月27日(水)までに

電話で同保健所保

健予防推進担当☎

0480-61-1216

※事前に精神保健

の担当者が話を伺

います。



放っておけない！糖尿病予防教室 ～糖が高いのを放置していませんか～

糖尿病は初期の段階では自覚症状がないため、気が付いたときには症状が悪化していたという方が大勢います。そうなる前に正しい生活習慣を身に付けて、糖尿病を予防しましょう。

日 時	内 容
12月10日(火) 午後2時～3時30分(午後1時45分から受け付け)	医師講話「お薬無しで！今日からカンタン！糖尿病」 川島治さん(行田中央総合病院院長) ミニ講話：生活習慣改善のポイント①
12月17日(火) 午後1時～2時30分(午後0時45分から受け付け)	歯科医師講話「意外な関係！糖尿病と歯周病」 清水泰治さん(いちり山歯科医院院長) ミニ講話：生活習慣改善のポイント②

※2日間で1コース

場 所 商工センター403研修室
対 象 市内在住の方
定 員 20人(先着順)
持 ち 物 健康手帳、筆記用具、健診結果
申し込み 11月18日(月)から直接または電話で保健センター

ママ・パパ教室

これからママ、パパになる方を対象に、楽しく友達をつくりながら妊娠・出産・子育てについての教室を行っています。ぜひご参加ください。

期 日 ①11月19日(火)②11月28日(木)③12月12日(木)※3日間で1コース

時間・場所 ①③は午後1時30分～4時(午後1時15分から受け付け)に保健センター
②は午前10時～午後2時30分(午前9時45分から受け付け)にVIVAぎょうだ

内 容 妊娠中と産後の生活の話、子どもの手続きについての話、調理実習、妊娠中と赤ちゃんの歯の健康についての話、子どもの成長と育児の話、沐浴実習など(初めてお子さんを産む方向け)

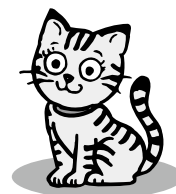
対 象 妊婦の方とその家族
※すでにお子さんがある方でも、人数に余裕がある場合は参加できます。

注 意 妊娠初期(15週まで)と妊娠後期(28週以降)は体調が変化しやすいため、安定期に入った妊娠中期(16週～27週)の方の参加をおすすめします。

申し込み・問い合わせ 直接または電話で同センター

猫との共生を考えましょう

最近、飼うことのできない猫が増え、「子猫が捨てられている」「泣き声がうるさい」などさまざまな苦情が増えています。これは、不妊去勢をしていない猫が屋外で繁殖したり、屋外で猫に餌を与えたりすることが原因です。猫はかわいらしいペットですが、むやみに増えるとふんや尿による衛生問題を引き起こします。また、全ての人が猫好きとは限りません。餌場の周囲に住む人は、猫の鳴き声や庭などへの侵入で迷惑していることもありますので、「猫との共生」を考え、人も猫も住みよいまちをつくりましょう。



■ 猫との共生ルール

1 猫の飼い主さんへのお願い

- 不妊去勢手術を受けさせましょう
猫が無制限に繁殖し、飼えなくなって捨てるなど、不幸な猫を増やさないためにも不妊去勢手術を行いましょう。不妊去勢手術をすると、発情期の泣き声や猫同士のけんかも減ってきます。
- 猫の「室内飼い」のススメ
「外に出られないとストレスがたまるのでは」と思われがちですが、室内が猫にとって安心できる場であれば、猫は室内を“なわばり”として生活します。また、高低差がある空間で遊ぶことができれば、室内で十分必要な運動になります。猫の室内飼いは、望まない猫の妊娠や交通事故、病気など猫の危険を避けるよい方法です。
- 猫を捨てないで！
猫を捨てることは犯罪で、動物愛護法により罰せられます。途中で飼えなくなった場合や子猫が生まれても飼えない場合は、新しい飼い主を見つけましょう。どうしても対応できない場合は、埼玉県動物指導センターに相談しましょう。

2 猫に屋外で餌を与えない

猫をかわいそうに思う気持ちは大切ですが、屋外で猫に餌を与え続けることは、猫の繁殖を促し、かえって不幸な猫を増やしてしまうこととなります。また、餌場周囲でのふんや尿など近隣住民の衛生問題、猫同士の病気も問題となります。「私が餌をやらなければ猫が飢え死にしまう」というのは、思い込みの場合があります。猫は複数の餌場をなわばりとするため、餌がなければ他の場所に移動していきます。

3 猫が庭などに寄り付いてしまう場合は

猫が庭などに寄り付いてしまうのは、その場所が猫にとって快適な場所だからです。猫の嫌がるコーヒークサやどくだみ茶、食用酢、ミカンなどの柑橘系の皮、たばこの吸殻を浸した水、市販の忌避剤などをまいてみてください。

▶**問い合わせ** 埼玉県動物指導センター(熊谷市板井123) ☎536-2465

シルバー人材センターからの お知らせ

シルバー人材センターでは、60歳以上の健康で働く意欲のある方の入会をお待ちしています。

長年の知識や技能・経験を生かして「地域に貢献したい」「健康のために体を動かしてみたい」と思っている方、同センターの会員になりませんか。

▶**入会説明会** 毎月第1・第3木曜日の午前10時から同センター(旭町13-24)で行っています。

また、同センターでは次のような仕事を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

▶**仕事例** 刃物研ぎ、植木の^{せんてい}剪定、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、塗装、除草作業、植木の散水作業、屋内外の掃除、毛筆筆耕、イベントの手伝いなど

▶**問い合わせ**

公益社団法人行田市
シルバー人材センター
☎556-5221



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設け、夫やパートナーからの暴力やストーーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、専用相談電話による相談を受け付けます。

- ▶ **日 時** 11月18日(月)～24日(日)午前8時30分～午後7時(23日・24日は午前10時～午後5時)
- ▶ **電話番号** 0570-070-810
- ▶ **相談担当者** 法務局職員、人権擁護委員
- ▶ **その他** 秘密は厳守します。
- ▶ **問い合わせ** さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507

今月の納税

固定資産税・都市計画税・・・4期
国民健康保険税・・・5期
介護保険料・・・5期
後期高齢者医療保険料・・・5期

納期限 12月2日(月)

市税の納付には、「安心！確実！便利！」な口座振替をご利用ください。

各種相談 (11月15日～12月14日)

相 談	場 所	期 日	時 間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	11月26日(火)、12月12日(木)※次回12月24日(火)の予約は12月2日(月)、平成26年1月9日(木)の予約は1月6日(月)から	午前9時20分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
行政	産業文化会館 2階会議室	11月18日(月)、12月2日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～午後3時30分	埼玉県行政書士会 埼玉支部 ☎554-2702
相続、遺言、 離婚、日常生活 の困り事	VIVAぎょうだ	12月11日(水)※予約制	午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	
不動産	市役所	11月20日(水)	午前9時～正午	(社)埼玉県宅地建物取引業協会 北埼玉支部 ☎562-5900
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方を対象に 電話相談も受け付けます	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週火・金曜日(祝日を除く)	午前10時～午後4時	商工観光課 (内線383)
人権	忍・行田公民館	12月4日(水)	午前10時～午後3時	人権推進課 (内線221)
税務 (予約制)	関東信越税理士 会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く) ※予約受け付けは毎週月・水・金曜日 (祝日を除く)の午前10時30分～午後 3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
水道料金の 休日納付	水道庁舎(前谷)	12月1日(日)	午前8時30分～正午	水道課 ☎553-0131
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	11月19日(火)・26日(火)、12月3日(火)・10日(火)	午後5時15分～7時	

放射線量測定値
参考値

10月22日(火) ・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
午前9時(曇り)0.10マイクロシーベルト 午後3時(曇り)0.05マイクロシーベルト

新着図書

- ・祈りの幕が下りる時(東野圭吾)
- ・アレルギーっ子のあんしん あんぜん!おやつ(小田真規子、青木恭子)
- ・最新病院のすべて(松井宏夫/監修)
- ・どろぼうがっこうぜんいんだつごく(かこさとし/作・絵)
- ・キタキツネの十二月 わたしのキツネ学・半世紀の足跡(竹田津実/著)
- ・あやとり(シンドユキオ/文、野口廣/監修)

大人のための朗読会を開催します

心地よい朗読と映像で、味わい深い小説や絵本の世界を旅しませんか。

- ▶日時 11月19日(火)午後1時30分～3時30分(開場は午後1時)
- ▶場所 中央公民館第1学習室(「みらい」内)
- ▶定員 80人(要申し込み)
- ▶参加料 無料
- ▶協力 行田朗読の会
- ▶申し込み 開催日までに直接または電話で図書館

英語児童書読み聞かせ会

絵本の世界を通して、楽しみながら英語に触れてみませんか。

- ▶日時 11月14日(木)午後1時30分
- ▶場所 図書館おはなしのへや
- ▶対象 小学校低学年の児童
- ▶主催 行田ロータリークラブ

おはなし会

- ▶日時 11月20日(水)午前10時30分～11時
- ▶内容 絵本、パネルシアターなど
- ▶対象 2、3歳児と保護者
-
- ▶日時 11月23日(土)午前11時
- ▶内容 絵本や手遊びなど
- ▶対象 幼児
- ▶主催 おはなしタンバリン
-
- ▶日時 12月7日(土)午後2時
- ▶内容 絵本など
- ▶対象 幼児・小学生
- ▶主催 おはなしの会
-

- ▶日時 12月14日(土)午後2時
 - ▶内容 絵本など
 - ▶対象 幼児・小学生
 - ▶主催 おはなしポケット
- ※場所は、いずれも図書館おはなしのへや

映画会

定例子ども映画会

- ▶日時 11月16日(土)午後2時
- ▶題名 シートン動物記(計46分)

クリスマス映画会

- ▶日時 12月15日(日)午後2時
- ▶題名 「サンタクロースになった少年」(80分)
- ▶内容 サンタクロースはなぜサンタクロースになったのか。北極圏ラップランドの美しい景色と、心温まるサンタクロースの誕生秘話をお楽しみください。

定例子ども映画会・クリスマス映画会いずれも

- ▶場所 映像ホール
- ▶定員 80人(先着順)
- ▶入場料 無料

読み語りの会

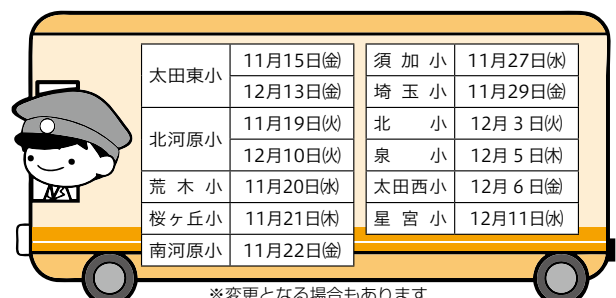
- ▶日時 12月13日(金)午後2時
- ▶場所 図書館ミーティングルーム
- ▶内容 詩やエッセイなどの朗読
- ▶主催 おしゃべりインコの会

ブックスタート

4カ月児健診に合わせ保健センターで絵本を配布しています。

- ▶日時 12月5日(休)午後1時受付開始
- ▶持ち物 母子健康手帳

移動図書館巡回日程



太田東小	11月15日(金)	須加小	11月27日(水)
	12月13日(金)	埼玉小	11月29日(金)
北河原小	11月19日(火)	北小	12月3日(火)
	12月10日(火)	泉小	12月5日(木)
荒木小	11月20日(水)	太田西小	12月6日(金)
桜ヶ丘小	11月21日(木)	星宮小	12月11日(水)
南河原小	11月22日(金)		

※変更となる場合もあります